**○　自己評価及び外部評価について**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については、自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを運営推進会議（定期巡回・随時対応訪問介護看護にあっては介護・医療連携推進会議）に報告した上で公表することが義務付けられています。

また、認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、自ら提供するサービスの質の評価を実施し、定期的に「第三者による評価」を受け、それらの結果等を公表することが義務付けられています。なお、「第三者による評価」については、令和３年度から「都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価」と、小規模多機能居宅介護サービス等と同様の「自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みをとる評価」の選択制となっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 自己評価 | 外部評価 |
| 対象サービス（介護予防も含む） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護（※外部評価については選択制） |
| 実施頻度 | １年に１回以上 | １年に１回以上（ただし、認知症対応型共同生活介護については、一定の要件を満たす場合、外部評価を２年に１回とすることができる） |
| 実施方法 | 提供サービスについて個々の従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りを行う | ・認知症対応型共同生活介護（選択制）⇒外部評価機関から評価を受ける |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護（選択制）⇒運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては介護・医療連携推進会議）で評価を受ける |
| 評価の公表 | ・利用者及びその家族に対して手交又は送付・介護サービス情報公表システム又は法人ホームページに掲載・事業所内の見やすい場所への掲示・市町村や地域包括支援センターの窓口の閲覧しやすい場所への掲示　など |
| 評価結果の提出 | 外部評価実施後、随時、評価結果を指導監査課へ提出 |